

森戸川流域治水協議会、山王川流域治水協議会  
及び早川流域治水協議会 合同会議

日 時：令和4年3月24日（木）11:00～  
WEB会議開催

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長

3. 議 題

1) 規約の改正について

2) 流域治水プロジェクト（案）について

3) 今後のスケジュールについて

〔配布資料〕

資料1-1	森戸川流域治水協議会規約 改正（案）
資料1-2	早川流域治水協議会規約 改正（案）
資料2-1	森戸川水系流域治水プロジェクト（案）
資料2-2	山王川水系流域治水プロジェクト（案）
資料2-3	早川水系流域治水プロジェクト（案）
資料3	今後のスケジュールについて

## 森戸川流域治水協議会 **【改正案】**

### 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「森戸川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、森戸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 森戸川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、森戸川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年10月28日から施行する。

**本規約は、令和〇年〇月〇日に改正する。**

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長		
県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長		
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	

小田原市	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
	経済部長	農政課長	
大井町	防災安全課長	防災安全課長	
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	

(オブザーバー)

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

## 早川流域治水協議会 **【改正案】**

### 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「早川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、早川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 早川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、早川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年10月28日から施行する。

本規約は、令和〇年〇月〇日に改正する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー		
県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長		
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	

小田原市	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
	経済部長	農政課長	
箱根町	企画観光部長	観光課長	
	総務部長	総務防災課長	
	環境整備部長	都市整備課長	窓口担当
		上下水道温泉課長	
農林水産省	林野庁関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	

～護岸整備、河道掘削等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、森戸川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、森戸川本川においては年超過確率1/10（時間雨量約65mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



### ■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
- ・準用河川における河道整備
- ・下水道による雨水排水施設の整備
- ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ほ場整備による水田貯留機能の向上
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策



植生の回復を促す土留工 等

### ■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）

### ■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）



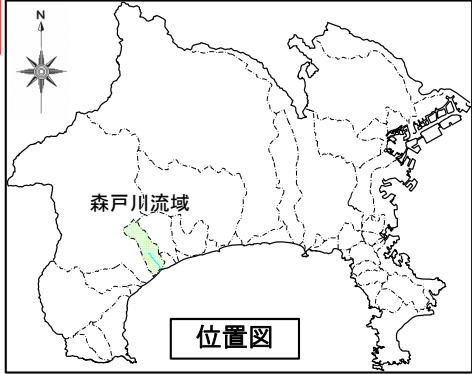
護岸整備等（天神橋～関口橋）



【小田原市】護岸整備（準用河川関口川）

**凡例**

- 流域界
- 県管理区間
- 準用河川
- 下水道施設(雨水)



海岸保全施設等の整備  
(京浜河川事務所、神奈川県)

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。  
※ 河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。



- 森戸川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、雨水排水施設の整備や森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めるとともに、河川における対策として、護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替を進める。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県	護岸整備等(天神橋～関口橋)		
	護岸整備、河道掘削(準用河川)	小田原市	護岸整備(準用河川 関口川)		
			河道掘削(準用河川 小八幡川等)		
	雨水排水施設の整備	小田原市	国府津第三雨水幹線整備		
	砂防堰堤等の整備(「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	水田の貯留機能の向上	神奈川県	県営ほ場整備事業(千代地区)		
上流域の森林整備等	神奈川県	かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく森林整備及び治山対策			
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実(内水浸水想定区域)	小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、大井町、松田町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、山王川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、時間雨量約43mmの規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

### ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証、見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消

### ■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

### ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道掘削、河道拡幅、橋梁架替
- ・砂防堰堤等の整備
- （「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策



かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく整備（森林整備、治山対策）



**凡 例**  
— 流域界  
↔ 県管理区間



※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。  
 ※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

○ 山王川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河川における対策として、上流部において、河道整備に必要な橋梁架替を完成させるとともに護岸整備・河道拡幅を進める。

【中期・中長期】 引き続き、上流部において、護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、護岸整備の進展に合わせて、河口から河道掘削を進める。

○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅、橋梁架替	神奈川県		小田急橋梁架替完成 上流部(小田急橋梁架替付近～上流端)	
	河道掘削	神奈川県		護岸整備の進展に合わせて、河口から順次実施	
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県		砂防堰堤等の整備	
	上流域の森林整備等	神奈川県	かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく森林整備及び治山対策)		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実 (内水浸水想定区域)	小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制 (立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、早川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- ・護岸整備、河道掘削
- ・持続可能な施設能力の維持  
(長寿命化計画に基づく施設の更新)
- ・湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討
- ・砂防堰堤等の整備  
(「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策

**■ 被害対象を減少させるための対策**

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実  
(内水浸水想定区域)
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消(土砂災害警戒区域等)等

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消(土砂災害警戒区域等)等



現在の湖尻水門及び旧湖尻水門

\* 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。  
\* 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

- 早川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、土砂災害対策や森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を推進していく。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削	神奈川県	下流区間	上流区間	
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県	長寿命化計画に基づく施設の更新(湖尻水門)		
	水門による事前放流の実施	神奈川県	湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討		
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策 かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく森林整備及び治山対策		
被害対象を減少させるための対策	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
	水災害リスク情報の充実(内水浸水想定区域)	小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、箱根町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



# 今後のスケジュールについて

資料 3

## 【策定スケジュール】

